

背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)の改正により、関連部分について道路運送法も改正となり、**協議運賃制度の規定の見直し**が行われました。
ポイントは以下のとおりです。

協議運賃 = 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃

ポイント

- タクシー事業の運賃に協議運賃が新設されました。(第9条の3第3項)
- **協議運賃を設定・変更する手続きが明確化されました。**(第9条第5項・第9条の3第4項)
- 届出済みの協議運賃は法改正後も有効です。次回以降の運賃変更時に必要な手続きをお取りください。(附則(令和5年法律第18号)第3条)
- 協議運賃に該当しない運賃については、従前の取扱いから変更はありません。

ポイント

1. あらかじめ公聴会等の措置が必要となります。(第9条第5項・第9条の3第4項)
2. 地交会議とは別に協議運賃を協議するための協議会が必要となります。

(第9条第4項・第9条の3第3項)

1. 市町村(又は都道府県)は、**あらかじめ**公聴会その他の措置により広く意見の聴取を行うことが必要となります。
※公聴会は法令上の例示にすぎないため、代わりに以下のいずれかの実施による意見聴取でも可能。

- ①パブリックコメント
- ②市政広報誌への掲載
- ③自治会への説明会及び業界団体を通じた事業者説明

2. 地交会議とは別に、道路運送法第9条第4項に規定された構成員による協議会で協議する必要があります。

※構成員

- ・市町村(又は都道府県)
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー事業者
- ・住民意見代表者(市町村又は都道府県が指定)
- ・地方運輸局長

※開催方法にあたっては、**以下の点に注意してください。**

独禁法に抵触するおそれが生じないように構成員を上記の者に限定し、地交会議とは別のかたちで開催しなければならない。

特に地交会議と連続して協議を行う場合、地交会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど、一緒に協議しないように留意してください。

複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触する恐れが生じないように1事業者毎に協議しなければならない。